



様式第4号（第7条関係）

令和4年7月25日

東かがわ市議會議長
井上 弘志 様

総務常任委員会
委員長 工藤 正和

行政視察等報告書

1	日 時	令和4年7月19日（火）～令和4年7月20日（水）	
2	参加者	総務常任委員会 工藤 正和、小松 千樹、堤 弘行、 渡邊 堅次、中川 利雄、大藪 雅史	
3	研修目的等	内 容	研修場所
		防災物資ターミナルについて	長野県松本市 7/19
		移動困難者対策について	群馬県前橋市 7/20
4	研修・調査内容	別紙参照	
5	研修成果	別紙参照 (感想・今後の取り組み等)	
6	費 用	462,008円	

※領収書（交通費・宿泊費の明細が分かるもの）、研修資料を添付してください。

行政視察報告書

令和4年7月25日

東かがわ市議会議長 井上 弘志 様

行政視察について、次のとおり報告します。

報告者 工藤正和
研修日 令和4年7月19日（火）・20日（水）
研修地 長野県松本市・群馬県前橋市

1日目：7月19日（火）長野県松本市：防災物資ターミナルについて

・長野県松本市の概要

松本市は、長野県のほぼ中央に位置する県内2位の人口約24万人の中核市。北アルプス、上高地、美ヶ原など雄大な自然を有する一方、古くは信濃国府が置かれ、国宝松本城を中心とした城下町の風情を残す町並みや快適な都市機能を有するバランスの取れた街である。

・研修・調査内容

松本市では平成28年熊本地震の被災地調査や過去に発生した大規模災害の教訓を踏まえ、災害時に国からのپッシュ型支援や全国の地方公共団体から調達する大量の災害支援物資の受入、仕分けから避難所への搬送までを効率的に行い、物資を滞留させない体制を構築するため、災害時物資集積拠点として松本市防災物資ターミナルを整備した。併せて屋外スペースを消防団のポンプ操法大会や救助訓練などを通して、団員の資質・技術の向上を図るために、松本市消防団の活動拠点として松本市消防団トレーニングセンターを整備し、令和2年2月に竣工した。

施設概要は事業費1,461,560千円、整備面積は18,997.59平方メートルで建物は鉄骨造・平屋建て、プラットホーム型、準防火構造、耐震安全性（分類I類、重要度係数1.5）延べ床面積5,280.25平方メートルの構造である。

備蓄物資の分散備蓄と集中備蓄の考え方としては、市内64か所への分散備蓄による速やかな物資の調達、集中備蓄による効率的な物資の搬送を実施することを考えている。

発災時の物資ターミナルの運用は、備蓄物資を避難所219か所へ速やかに配達し、支援物資の受入体制を整える。そして災害協定締結先の日本通運及びトランク中信協同組合と連携しターミナルの運営と避難所への物資輸送を行うことになっている。

資機材としては、1.5トン級フォークリフト1台、ハンドリフト5台、かご台車272台、パレット700枚を配備している。

令和2年度に防災物資ターミナル運営訓練及び物資輸送訓練を行った。この訓練では、内閣府が令和2年4月に導入した、物資調達・輸送調整等システムを使用した訓練や物資の仕分け方法などの実働訓練でしたが、システムの操作に課題があり、使い勝手が悪かったが、具体的な対策はいまだとれていない。

施設建設後の運営についてソフト施策を中心に調査した。

・研修成果

発災時の運用に関しては、受援計画とターミナル運用マニュアルが策定されている。

それによると、物資の受入や在庫管理を行う松本市職員は2交代制での対応を想定しているが、物資の荷下ろし、仕分けなどに従事する他自治体からの応援職員の交代や分担等の体制はまだ整っていないとのことであった。

本市も災害物資拠点施設整備と並行して体制の整備と運用マニュアルの策定を行い、実動訓練により検証していく必要がある。

また、避難所の見直しや市民への情報伝達手段の多様化への対応を検討することや、さらに民間事業者と防災物資における連携や協定を進めていく必要があると思った。

2日目：7月20日（水）群馬県前橋市 移動困難者対策（マイタク）について ・群馬県前橋市の概要

前橋市は群馬県の中央部よりやや南、東京から約100kmに位置し、赤城山の雄大な自然と利根川の美しい流れに囲まれた人口約33万人の中核都市である。明治期には製糸業を通じて日本の近代化に貢献するとともに群馬県の政治、経済、文化の中心として発展してきた。

・研修・調査内容

高齢化社会を迎え、既存の公共交通機関では利用が難しく外出したくても出来なかつた市民に外出の機会を提供するため、前橋市は公共交通の理想に近い「ドア・ツー・ドア」のタクシーを活用した運賃補助サービス「マイタク」を全市域に導入した。

交通弱者に対する公共交通は最重要課題であるが、公共交通は地域性により大きく異なるが、前橋市の移動困難者対策「マイタク」を調査した。

前橋市内のタクシーを利用した際、運賃の一部を前橋市が支援するマイタク制度を利用するには事前登録が必要である。

市はタクシー運賃の半額を支援しており、上限は1運行1,000円までとしている。支援対象となる運行は午前7時から午後7時までに乗車した運行である。土曜、日曜、祝日を含めて運休日はなく、年間最大70回利用できるが、マイタク新規登録者及び新たにマイナンバーカードの利用を開始した人は、その年度に限り追加で30回利用できることになっている。

令和3年度までは紙の利用券とマイナンバーカード2種類の利用方法があったが、令和4年4月から利用方法がマイナンバーカードに限定され、利用登録証と利用券2つの持ち歩きが不要になり、マイナンバーカードのみを持って車載機にタッチするだけで利用できるようになった。

利用方法は乗車時にマイタク登録済のマイナンバーカードを専用の車載機にかざし、行き先を伝え、降車時に精算することになっている。

マイナンバーカードを公共交通へ活用するのは全国で初めての取組みである。マイタクは、移動困難者である登録者個人を対象としたサービスのため、市民が誰でも取得可能な顔写真付きのマイナンバーカードを利用することで、タクシー車内での本人確認、登録対象者の判別を容易に行うことができている。

前橋市ではマイナンバーカードを取得し易い環境作りにも努めており、マイタクの登録窓口にて、マイナンバーカードの申請支援も併せて行っている。

加えて、前橋市では、マイナンバーカードを活用したサービスとして、母子健康情報サービスの提供や前橋ポイント（自治体ポイント）を既に実施しており、マイナンバーカードは将来的に健康保険証としても利用が可能になる。このことから、カード一枚で様々なサービスが受けられるようになり、利便性の向上が期待されている。マイタクをマイナンバーカードで利用する登録者からは、「紙の利用券だと補充する必要があるけれど、マイナンバーカード一枚で便利に利用できる。」「マイナンバーカードの利用方法が増えることは歓迎。外出の機会が増えた。」といった声が寄せられている。

マイナンバーカードを活用した制度であるため、普及率を向上させることが重要であり、申請しやすい環境や取得の方法、サービスの利便性の周知を効果的に行っていくことが求められている。

・研修成果

高齢化社会を迎える中、ドア・ツー・ドアの公共交通が理想ではあるが、財政負担と利用率のバランスが施策へのポイントであると考える。当市においても喫緊の課題だが、公共交通の空白地、バス路線等廃止がささやかれる地域等の見極めが大切な課題となる。

マイタクの導入効果として、利用者は現状の制度内容に概ね満足をしているとのことであった。しかし、相乗りといつても知り合い同士や夫婦等であり、全く知らない人同士行き先が同じだから相乗り（同乗）するなどといった取り組みはされていなかった。また、地域毎に利用頻度に差があり、特に市中心部の利用が多く、支援額の範囲内での利用が多いのではないかと推察する。

財政面では、令和3年度でマイタク事業のみで1億5千万円を越える支援額となり、前橋市の公共交通の取組み全体では4億円を越えるとのことであった。

規模の違いはあるが、やはり、ある意味かゆいところに手の届くサービスは財政を圧迫しかねる。一度始めてしまった事業を途中で取りやめることは難しい部分があると感じた。

本市においても令和4年7月より、タクシーを活用した交通弱者のタクシーチケット型補助事業の実証を開始したが、PDCAサイクルをしっかりと回し実証事業の確認・検証そして早い時期に改善を進めていくべきと強く感じた。

以上